

受入薬局に関する説明

1. 受入施設の基準について

全国の調整機構では、薬局実習の受入施設基準として「6年制薬局実習の受入薬局に対する薬学教育協議会の基本的な考え方」(薬学教育協議会)を採用しています。また、認定実務実習指導薬剤師の資格を既に取得しているか、または実習が開始される前に取得が確実となっている薬剤師が配置されている薬局に受入れをお願いしています。1回に受入れる学生数は、認定実務実習指導薬剤師の数に関わらず、1薬局2名までとします。

2. 来年度実務実習施設割振り調整のタイムスケジュール

「実習施設決定までのスケジュール(薬局実習)」をご覧ください。

3. 実務実習の時期について

実習日程は、別紙「実務実習実施日程(原則)」をご覧ください。

※モデル・コアカリキュラムに基づく実務実習期間は11週間(55日間)となっています。祝日等により実習日数が少ない場合は、実習生決定後、実習終了日について大学と実習施設間で予め協議してください。また、祝日及び週末での実習実施についても、契約する際に各大学と実習施設との間で確認してください。

4. 「実習施設の概要」の作成に関するお願い

添付した「実習施設の概要(薬局)」と記入例は、エリア内で受入表明を調査する際に活用ください。本概要書の提出は必要ありません。

全受入表明施設から収集した施設概要は、受入表明薬局のエクセルファイルに必ず入力してください。

薬局のアピール等があれば、「その他」欄にご記入ください。但し、表記されるのは全角で80文字までです(記載は可能ですが、80文字を超えると表記されません)。

5. 実務実習の費用について

全国8ブロックの地区調整機構では、薬学教育協議会「薬学教育における長期実務実習に関する費用について」(平成20年6月27日)」に基づき、6年制薬学生の実務実習費を、学生一人あたり約27万(11週間)を標準とすることで了解が得られております。関東地区では所在23大学の学長・学部長が一致して前記標準で要望をしております。ご高配の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上